

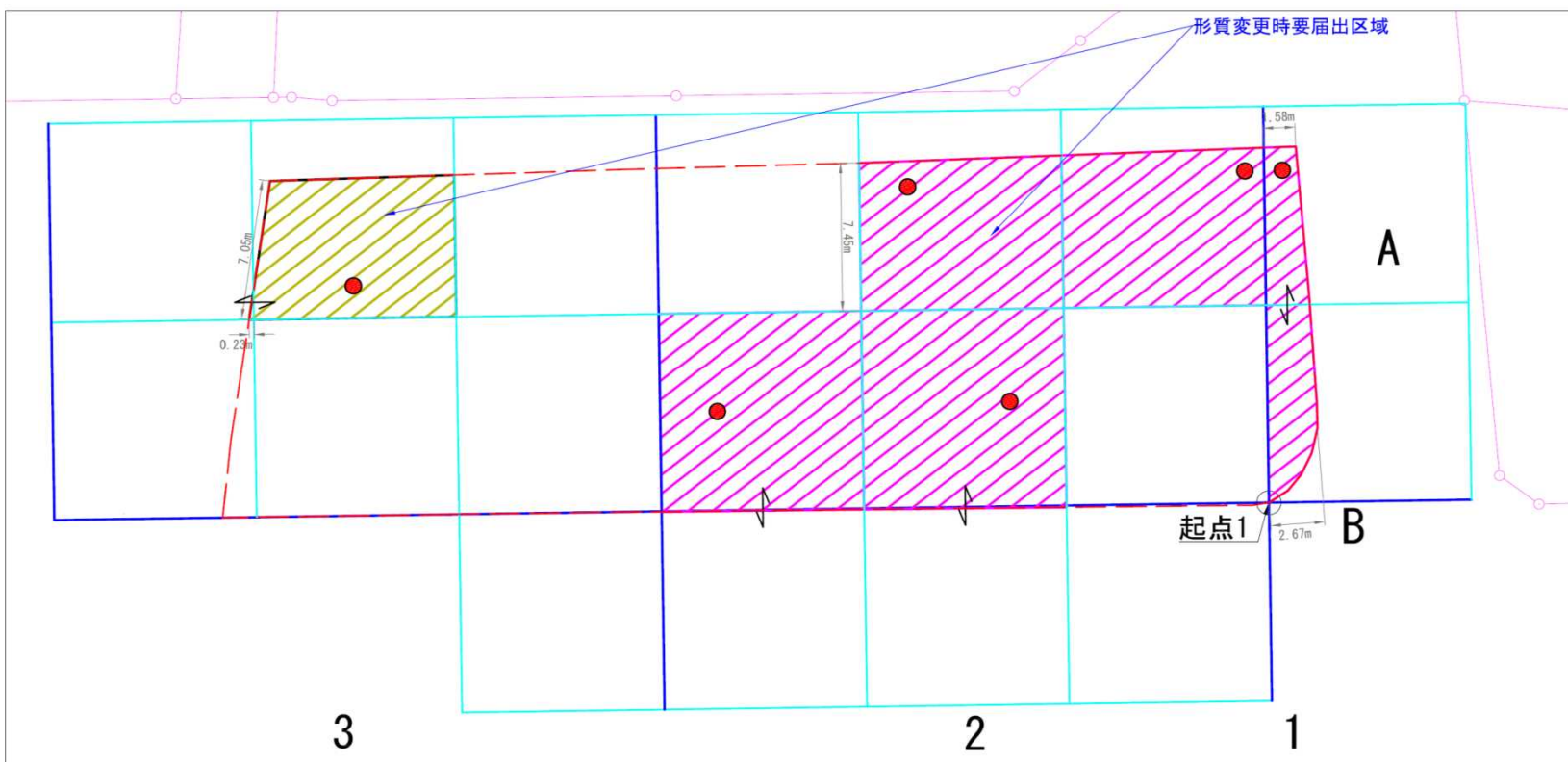
<区域指定申請時概要>

形質変更時要届出区域の概況	相生有年道路野々・八洞地区下り舗装その他工事計画区域
調査対象物質	土壤汚染対策法に定める特定有害物質全 25 種
指定基準超過物質	鉛及びその化合物（溶出量及び含有量）
検出最大濃度	鉛及びその化合物（溶出量：0.035mg/L、含有量：520 mg/ kg）
基準値	鉛及びその化合物（溶出量：0.01mg/L、含有量：150 mg/kg）
告示日	平成 26 年 8 月 15 日 告示第 718 号
人への健康影響について	周辺地域は地下水が一般的に常態としてそのまま飲用されていると認められず、上下水道が敷設されており、また、当該敷地は一般の者が立ち入る事ができない状態で管理されていることから、人への健康影響の恐れはない。

図1 周辺の地図



図2-1 試料採取地点図及び形質変更時要届出区域



エリア①

凡例

- 試料採取地点
- - 調査対象地
- 30m区画線
- 単位区画線(10m格子)
- ↔ 区画統合
- 筆界線
- ▨ 形質変更時要届出区域
鉛及びその化合物 (溶出量)
- ▨ 形質変更時要届出区域
鉛及びその化合物 (含有量)

30m		
-10m-		
a	b	c
d	e	f
g	h	i

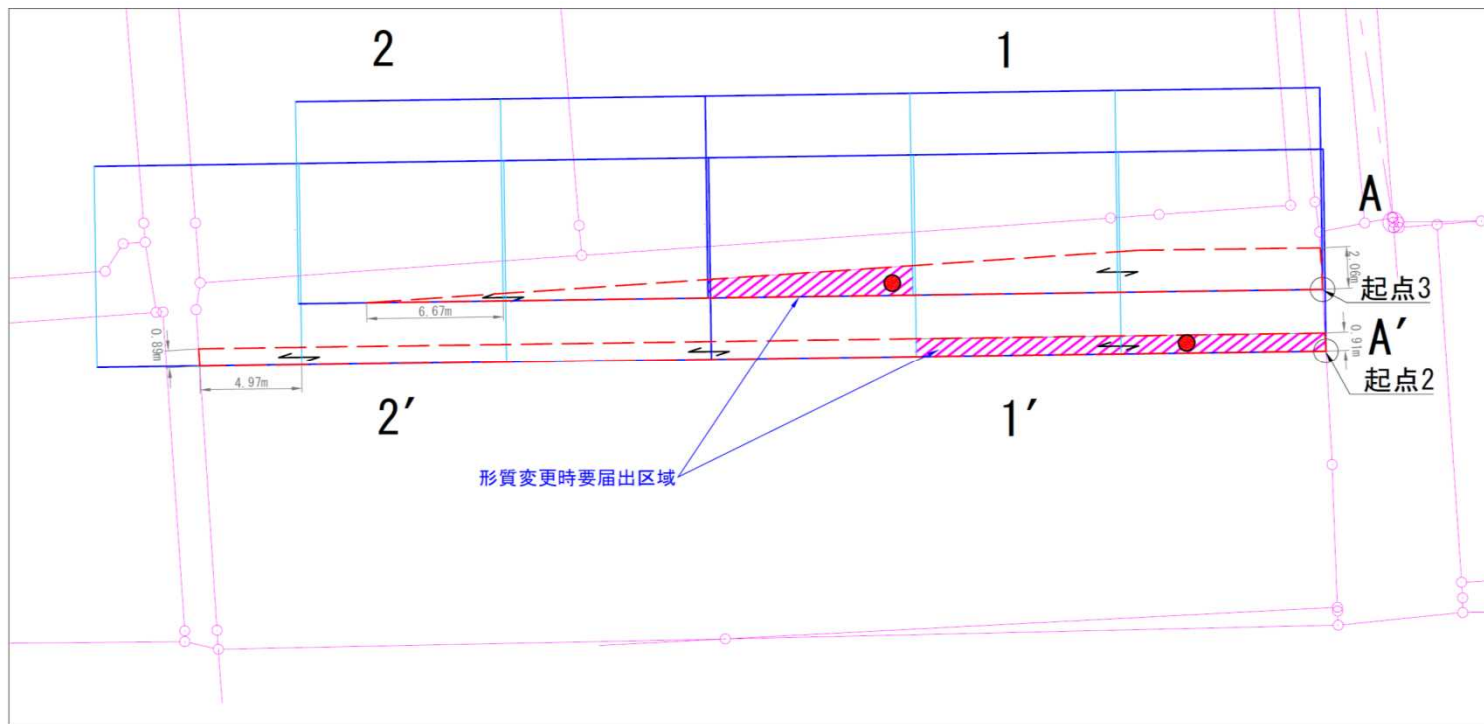
【起地点番】
 起点1 相生市若狭野町八洞字五反田136番1の最北端から
 北に35.0m西に45.9mの地点に設定

【格子の回転角度】
 15度46分57秒



形質変更時要届出区域

図2-2 試料採取地点図及び形質変更時要届出区域



エリア②

凡例

- 試料採取地点
- - 調査対象地
- 30m区画線
- 単位区画線 (10m格子)
- ⇔ 区画統合
- 筆界線
- ▨ 形質変更時要届出区域
鉛及びその化合物 (溶出量)

30m		
10m		
a	b	c
d	e	f
g	h	i

【起点地番】

起点2 相州市若狭野町野々字宮ノ前217番1の最北端から東に3.1m南に12.3mの地点に設定
 起点3 相州市若狭野町野々字宮ノ前217番1の最北端から東に3.8m南に15.3mの地点に設定

【格子の回転角度】

起点2 15度48分24秒
 起点3 15度48分24秒



起点②③
15° 48' 24"

形質変更時要届出区域